
共産党一党支配は「強靱」であり続けるのか

多元化する中国社会において一元的な政治を堅持する術

加茂 具樹
Kamo Tomoki

はじめに

中国共産党による一党支配という権威主義体制は「強靱」であり続けるのか⁽¹⁾。

いまから30年前、1989年の天安門事件の後、中国の行く末についての大方の見方は、どのような経路をたどるにせよ、遅かれ早かれ民主化の道を歩むだろう、であった。

こうした認識は、共産党をとりまく国内情勢と国際情勢の影響を受けて形作られたと言っ
てよい。1970年代末から1989年の天安門事件に至るまでの間、共産党は繰り返し社会からの
異議申し立てに突き上げられていた⁽²⁾。いまひとつには、フィリピンや台湾、韓国では、そ
れまで経済成長を牽引してきた権威主義的な政権が、豊かな社会の実現とともに相次いで政
治の場から退場を迫られてきたこと、そして1980年代末にはベルリンからウランバートルに
至る一連の社会主義国家の政権がドミノ倒しのように崩壊したことである⁽³⁾。

フランシス・フクヤマが述べたように、「二十一世紀初頭には、自由な民主主義こそが、政
体の既定値（デフォルト）としての形態」であると人々は受け止め⁽⁴⁾、中国もまた、この「民
主化の第三の波」の時代のなかにある、脆弱な政治体制と捉えられていた⁽⁵⁾。

それから30年余りの時間が過ぎた。この間の共産党は、依然として一党支配という一元
的な政治と、経済発展に伴い多元化する社会との間の矛盾に囚われている。共産党は、市場
経済化の道を選択して以来、多元化する社会において一元的な政治を堅持するという課題を
克服する術を見出したのだろうか。

当時の展望とは異なり共産党は生き残った。単に生き残りに成功したのではない。共産党
が一党支配する中国は、改革開放の40年を経て、世界第2位の経済大国として成長し、経済
発展による国力の増大を背景に、世界の政治と経済における存在感を強めている。私たちは、
かつての見通しとは異なる中国に向き合っている。

この現実を踏まえて中国政治をめぐる問いは、「いつ、どのように民主化するのか」から、
「なぜ支配は続くのか」へと変化した⁽⁶⁾。もちろん「なぜ支配は続くのか」という問いは、
「これまでのところ」という修飾語が必要だろう。しかし現実の中国政治を理解し、その行方
を展望するためには、まず「なぜ支配は続いているのか」に答える必要がある。

以上の問題意識を踏まえて本稿は、「中国共産党による一党支配という権威主義体制はこ
れからも『強靱』であり続けるか」を問う。

1 「強韌」とは何か

政治体制の「強韌（性）」とは何か。“resilience”と翻訳されるこの概念は、コロンビア大学教授のアンドリュー・ネイザンによる定義がよく知られている⁽⁷⁾。

ネイザンは、権威主義体制について、①支配の正統性が希薄であり、②過度に強制力（coercion）に頼った支配であること、そして、③過度に政策決定が集権的で、④個人の権力が制度や規範を超越していることから、一般的には脆弱な体制だと評価されるが、中国の権威主義体制は「強韌（性）」を備えていると論じていた。同氏は、その源泉を「制度化（institutionalization）」に見出し、共産党による一党支配において、以下に示す4点についての「制度化」に注目していた。

すなわち、①権力継承の規範化が進んでいること、②政治的実績による幹部の任用制度が整ってきたこと、③体制内の各部門の分業化と専門化が進んでいること、④人々が自らの要求を政策決定者にインプットするための制度（行政訴訟や陳情など）が整い、共産党による支配の正統性が強化されていること、である。

また2006年に行なった講演報告においてネイザンは、「強韌性の源泉（roots of resilience）」という表現を用いて、共産党による一党支配が持続してきた要因を説明していた。ここでも「強韌（性）」の中心概念は「制度化」であった⁽⁸⁾。

近年、この中国政治の「制度化」という概念について批判的な議論が提起されている⁽⁹⁾。2017年の共産党第19回全国代表大会（19回党大会）以降、江沢民政権と胡錦濤政権の約20年以上の時間を経て形作られてきた権力継承の規範や、政治指導者個人への権力集中を防ぎ集団指導体制を形作るための制度や規範が揺らいでいるようにみえるからである。

本稿は、「中国の権威主義体制が『強韌』であり続けるか」という問いに答えるために共産党の公式文献等に現われる「政治参加」についての考え方、そしてその制度化に向けた取り組みに注目する⁽¹⁰⁾。

いかなる政治体制であっても、その政治指導者は社会からのさまざまな要求に向き合うことが求められている。政治指導者と社会との間には常に緊張関係があり、政治体制を持続させるために政治指導者は、この緊張を和らげる必要がある。

「政治体制が強韌（性）である」とは、政治指導者と社会との間の応答が順応的に繰り返すように促し、社会と政治指導者（体制）の一体感を生みだし、政治指導者と社会との間の緊張を緩和させるメカニズムが有効に機能していることを指す⁽¹¹⁾。政治参加の制度化とは、そのメカニズムの有効性を向上させるための取り組みのことを指す。

権威主義体制は脆弱だと評価されるのは、政治指導者と社会との間の緊張を緩和するメカニズムの有効性が構造的に低いとみなされているからである。だからこそ権威主義体制の政治指導者は、緊張を克服して、体制を持続させるために、軍や警察、司法機関といった社会への強制力（coercion）に頼った政治手法を選択すると論じられてきた。

しかし、強制力だけでは体制を持続させるための対価（コスト）は高くなる。いかなる政治体制であっても、政治指導者は社会の選好を理解して社会の支持を取り付けるよう努めて

コストを低めようとする。例えば権威主義国家の政治指導者は、政治参加の程度を操作することによって、社会が求める政策決定を下すために必要な情報収集の感度を高め、また政策決定に参加しているという満足度を高めることで、緊張を緩和しようとする。政治指導者と社会との間の緊張を和らげるメカニズムである政治参加に対する政治指導部の認識を理解することは、政治体制の「強韌（性）」を理解するための重要な手掛かりを提供するだろう。共産党は、政治参加を重要な政治課題としてどのように位置付けてきたのか。どのようにその制度化に取り組んできたのか。本稿は、過去30年の間、共産党政権が政策課題として政治参加をどのように認識してきたのかを概観する。

2 政治参加と『『三つの代表』重要思想』

周知のとおり、中国において誰が政治参加できるかは共産党が決める⁽¹²⁾。政治参加する人民を政治的背景で分類するのであれば、①共産党党员、②共産党以外の8つの民主諸党派の党员、③いずれの政党にも所属しておらず無党派人士と定義される人々、そして④大衆（群衆）、に整理することができる。このうち民主諸党派の党员と無党派人士は、共産党が「共に社会主義事業に従事する同志（社会主義事業の建設者）」に認定した人民である。彼らは「統一戦線」の対象とも言われる。

国家の権力機関である人民代表大会を構成する人民代表大会代表（人大代表）は、中央（全国人民代表大会〔全人代〕）から地方（省級から市級、県級、郷鎮級）に至るまで、ほぼ共産党党员が70%前後、民主諸党派の党员と無党派人士が10から20%、群衆が10%前後を占めている。人民の代表として国家権力を行使する人大代表は、共産党党员と「共産党と共に社会主義事業に従事する同志」によって占められている。また国政への提言機関としての役割を担っている中国人民政治協商会議（政協）は、共産党の統一戦線機関である。その構成員（政協委員）であるためには「共産党と共に社会主義事業に従事する同志」である必要がある。中国の「民主」制度である人大と政協の構成の実態が示しているように、中国における政治参加とは、共産党による統一戦線工作とほぼ同じ意味だと言ってよい。

さて、天安門事件後の過去30年の間に行なわれた、共産党の政治参加に関する重要な政策変更は何かと問われれば、それは2001年7月の共産党創立80周年を記念する大会で江沢民共産党総書記が『『三つの代表』重要思想』を提起し、これにあわせて党規約が修正されたことである。

共産党は『『三つの代表』重要思想』を提起し、国内外の環境の変化に応じて「先進的な生産力」と「先進的な文化」、そして「広範な人民の利益」を代表する政党に変化することを表明した。これは、経済発展とともに生起し、経済的にも政治的にも影響力を増してきた「社会各階層の先進的な人々」を、統一戦線の対象に新たに位置付け、彼らの政治参加を促した、という意味をもつ。

「社会各階層の先進的な人々」とは、民間科学技術企業の起業家や技術者、外資企業に雇用されている管理者や技術者、弁護士や会計士などの仲介機構に就業している者、作家や編集者をはじめ専門知識をもって活動する自由業者たちである。

天安門事件直後の1989年8月に共産党は、彼らが入党することを拒否する通知を発していた⁽¹³⁾。「私営経済は社会主義公有制経済を補完するものであり、私営企業経営者の経営と合法的利益は保障される。しかし共産党は労働者階級の前衛であり、私営企業経営者と労働者階級との間には実際には階級対立が存在しており、私営企業経営者の共産党への入党を認めることはできない」との判断を下していた。「『三つの代表』重要思想」の提起は、この通知の上書きを意味するものであった。

そして共産党は、2002年の第16回党大会で、自らを「18歳以上の労働者、農民、軍人、知識人、革命分子」の政党から、「18歳以上の労働者、農民、軍人、知識人と社会各階層の先進的な人々」の政党へと改めた。

この政策変更についての理解を促す、興味深いエピソードがある。「『三つの代表』重要思想」が2001年夏に公式に発表される直前の2001年1月に中国を訪問した土井たか子社民党党首に対して江沢民は、「IT関連の知識で富をなした人々は資本家ではない。こうした人物のなかに共産党を擁護し、入党したいと考えている者がいたらどうするのか」という議論があることを告白し、次のように述べたという⁽¹⁴⁾。「この問題には自分も十分に答えることができない。我々は今、研究過程にある」、「このような人々を共産党が受け入れなければ、共産党は結局のところ貧乏者しか受け入れないということになってしまう。これで良いのか。共産党は発展できるのか」。

「『三つの代表』重要思想」の提起には、「社会各階層の先進的な人々」の政治参加を促すことで、共産党による一党体制の強韌性を高めるねらいがあったと言ってよい。

3 秩序ある政治参加の拡大

これ以降の歴代の政権は、いかに政治参加を拡大し、制度化するかを重要な政策課題と位置付けていた。

「秩序ある政治参加」という言葉が、共産党の公式文献においてはじめて言及されたのは、2000年10月に開催された共産党第15期中央委員会第5回全体会議（5中全会）が採択した「国民経済と社会発展第15期五ヵ年計画について共産党が策定した建議」である。その後の2002年11月の共産党第16回党大会における報告を経て、2004年9月に開催された共産党第16期4中全会が採択した「共産党の政権担当能力建設の強化に関する決定」（「決定」）は、共産党の政権担当能力と関連付けて「秩序ある政治参加の拡大」のための具体的方針を示していた。

なぜ胡錦濤政権はこの概念を提起したのか。その意図は、「決定」の発表後に曾慶紅国家副主席が『人民日報』に寄稿した署名入り文書が簡潔に説明している⁽¹⁵⁾。

曾は、当時、1人当たりの国内総生産（GDP）額が1000ドルから3000ドルを超えようとしているという数値を示しながら、中国社会の現状と政権の課題を次のように説明していた。中国社会は「黄金発展期」にあるように見えるが、同時に、この時期に取り組む改革は社会の利益関係の構造にさまざまな影響を与えるため、「改革と発展の成果を享受する程度は、異なる人、異なる集団の間で違ってくるのは避けられない」。したがって中国社会は「矛盾が突出する時期」にある、とも言える。こうした理解を踏まえて曾は、政権が「改革と発展の正

念場にさしかかっている」と警鐘を鳴らしていた⁽¹⁶⁾。

そして「決定」は、経済発展が進んでいる地域や優位な発展を実現している分野や人々の発展の活力を擁護しつつも、発展が遅れている地域や比較的困難な状況に追い込まれている分野や人々に対しても配慮する必要があると確認したうえで、社会全体が団結し協力する環境（政治制度）を作り上げること、各分野の利益関係を適切に調整して「人民内部の利害対立」を処理する必要性があることを確認していた。なお、こうした情勢認識は、胡錦濤政権の重要な政治スローガンである「調和する社会」、「科学的発展観」と密接に関連している。

この後、胡錦濤政権は「秩序ある政治参加の拡大」をめぐる概念の充実化に努めていく。2006年10月に開催された共産党第16期6中全会が採択した「公報」は、「人民の知る権利、参加する権利、意見を表明する権利、監督する権利を法に基づいて保障する」こと、「社会構造と利益の枠組みの発展と変化に応じて、利益調整のメカニズム、請願を表出するメカニズム、利害対立（矛盾）を調整するメカニズム、権利を保障するメカニズムを科学的に作り上げてゆく」こと、そして「民意を表出するチャンネルを広げる」ことを、拡大する「秩序ある政治参加」の具体的取り組みとして論じられるのであった。

特に、この「公報」が、保障されるべき人民の権利として、従来から言及されてきた3つの権利（「知る権利」「参加する権利」「監督する権利」）に加えて、「意見を表明する権利（表達権）」を提起したことは、多くの注目を集めた。

そして2007年10月の第17回党大会での活動報告「中国の特色のある社会主義の偉大な旗幟を高く掲げ小康社会の全面的建設の新たな勝利をかちとるために奮闘しよう」は、16期6中全会で確認した方針を再確認するとともに、「人民の政治参加意欲の絶えざる増大に呼応しなければならない」ことを共産党の総意として新たに確認したのである。

4 協商民主

「秩序ある政治参加の拡大」とともに、公式文献において積極的に提起された概念が「協商民主」である⁽¹⁷⁾。

「協商民主」とは *Deliberative Democracy* の中国語訳であり、日本語では「熟議民主主義」と翻訳されている。もちろん「協商民主」は熟議民主主義とはまったく異なる概念である。熟議民主主義は自由で公正な選挙によって国家指導者を選ぶ自由民主主義国家の民主的制度の機能を補完するための概念や制度と理解されている。しかし中国政治の文脈においては、共産党の一党体制下の選挙制度（「選挙民主」）を補完する制度だと理解されている。先行研究によれば、「協商民主」は、複数の地方において実験的に実践されている⁽¹⁸⁾。

一般的な理解によれば、「協商民主」という概念は、2006年2月に決定された「中共中央による人民政治協商の活動を強化する意見」（「意見」）が言及してから、公式文献で提起されるようになった⁽¹⁹⁾。

同「意見」によれば、「協商民主」と「選挙民主」は「社会主義民主の2つの重要な形式」であり、相互補完的な役割を担っている。「選挙民主」とは「人民が選挙と投票をつうじて権利を行使すること」であり、人民の権力が授権される過程の民主と説明された。「協商民主」

とは、政策決定を下すまでの過程にさまざまなアクターが関与する「過程の民主」であり、その過程で十分な話し合い（協商）を行ない、政策決定（問題）について可能な限り意見の一致を得ることである⁽²⁰⁾。胡錦濤政権は、この後の2012年11月の第18回党大会での報告に、「協商民主を広範に、多層的に、制度化の発展を推進する」という言葉を書き込んでいる。共産党による一党支配の原則は維持しつつも、政策決定の過程に多元化する社会の要求を反映させようとする政権の姿勢を示している。

興味深いことに、集権的な政治を歩む共産党政権も「協商民主」を継承している。「協商民主」の制度化に向けた取り組みの必要性を第18回党大会の報告において確認した後、政権は、その具体的取り組みの一環として、2013年9月に「双周協商座談会」という名称の座談会を設けた⁽²¹⁾。この座談会は1950年代から文化大革命がはじまる1966年までの間に、2週間に1回、定期的にも実施していた同名の会議を復活させたものである。

「双周協商座談会」は、特定の具体的な課題（例えば、大気汚染問題やゴミ処理制度の改善、食品・医薬品の安全、新しい社会保障制度の設計、幼児教育制度の改革、著作権保護に関する法律の修正、新しいエネルギーを動力とする自動車開発など）を定めて、その分野の専門家を招いて意見交換を行なうプラットフォームである。政権は、早急に取り組むべき政策課題の発見や将来の政策課題を探求する機会として、この政治参加のメカニズムを積極的に活用している⁽²²⁾。

習近平政権は、「双周協商座談会」を制度化し、その定着に努めている。第12期中国人民政治協商会議全国委員会（2012年3月から2018年3月まで）の5年の任期中に合計76回の双周協商座談会を開催し、同第13期（2018年3月から）はこれまでに25回開催している。2015年2月には「社会主義協商民主建設の強化に関する意見」を発表し、「双周協商座談会」を含む「協商民主」に関する制度構築のいっそうの強化を確認している。2017年5月には同座談会の活動規則を定めている⁽²³⁾。

5 社会協商対話制度の構築

本稿は、『『三つの代表』重要思想』、「秩序ある政治参加の拡大」、そして「協商民主」という概念をたどることで、江沢民から胡錦濤、そして習近平へと続く歴代の政権が、政治指導者と社会との間の矛盾を和らげるメカニズムを構築する必要があるという問題意識を共有し、政治参加の拡大とその制度化に努める姿を描いてきた。こうした問題意識の継承は、政治体制の強韌性を支えてきたと評価してよい。市場経済化に伴い、政策決定過程に影響力を及ぼすことを欲するアクターが増加したことに対する政権の対応と理解できるだろう。

なお、この問題意識は、1989年の天安門事件を超えて、1987年10月の第13回党大会にまで遡ることができることを指摘しておきたい。第13回党大会は、改革開放政策のいっそうの深化を促すために、積極的に大胆な政治改革構想を提起したことで知られている。当時の政権（趙紫陽政権）が、政治指導者と社会との間の矛盾を和らげるメカニズムとして提起し、制度化を試みたのが「社会協商対話制度」である⁽²⁴⁾。

なぜ「社会協商対話制度」の構築が必要だと、当時の政権は考えたのか。「社会協商対話制度の構築」は、当時の共産党総書記であった趙紫陽が自ら提起し、積極的に関与していた

と言われる⁽²⁵⁾。ある回想録によれば、趙紫陽は「改革の進展にともない、人々の生活水準が好転している。国際社会の経験によれば1人当たりの収入が1000から4000米ドルに到達すると社会矛盾が顕在化する。貧富の格差が増大し、階層の分化が進み、利害対立が先鋭化し、そして社会が不安定化する。こうした問題が到来する可能性についてわれわれは考え、備えなければならない」と述べていたという。これは、前述した「秩序ある政治参加の拡大」の必要性を説明した前述の曾慶紅の言説とほぼ一致しており興味深い。

公開されている資料によれば、政権が定めた「社会協商対話制度」の重要な原則とは、「領導（指導）機関の活動の開放度を高め、重要な状況を人民に知らしめ、重大な問題については人民と討論をする」ことであった。そして、この原則を制度化するために検討すべき論点として政権は、「どのような重大な状況を、どのような方法で人民に知らしめるのか」、「どのような重要な問題を、どのような方法で、人民と討論するのか」、「どのような問題を、どのような範囲の、どのようなレベルにおいて、人民大衆の同意を得て政策決定をするのか」を掲げていた⁽²⁶⁾。

趙紫陽と彼に近い政策決定サークルが集合していた中央政治改革研究討論小組は、第13回党大会で報告する政治改革の具体的中身を検討する過程で、「社会協商対話制度」の導入をめぐる議論を重ねていた。そこでは、①共産党政治局や国務院、全人大常務委の活動に関する情報を公開することの是非、②（物価政策等の）重大な問題（政策変更）によって影響を被る部門や大衆と協商することの是非、③公共事業の重点投資項目について住民あるいは人大代表による投票の結果を踏まえて決定することの是非、④中央や省級指導者と基層部門、大衆が定期的に懇談することの是非、などが議論されていたという。

「社会協商対話制度」の構築をめぐる議論の要点は、政策決定に関与するアクターの範囲にあった。今後、さらなる検証が必要であるが、どうやらその具体的取り組みについては極めて大胆な提案がなされていたようである。政策決定に関与するアクターを共産党以外にも拡大する可能性を視野に入れていた、という指摘もある⁽²⁷⁾。

議論を整理しよう。1980年代以来の歴代の政権は、政治指導者と社会との間の矛盾を和らげるメカニズムを構築する必要があるという問題意識を、一貫して共有してきたことは明確だ。

しかし、ひとつだけ一貫していない点がある。それは、政策決定に関与するアクターの範囲をめぐる議論である。天安門事件の前は、政策決定に関与するアクターを共産党以外にも拡大する可能性を視野に入れていたが、その後は可能性を完全に排除していた。天安門事件という「失敗」の経験の教訓として「共産党の指導」の徹底に努め、そのほころびが生じる可能性の排除に努めた結果と言えよう。「秩序ある政治参加の拡大」も「秩序」とは「共産党の領導の下で」であった。「協商民主」もそれは共産党の一党体制下の「民主」を補完する制度にすぎない。習近平政権も「協商民主」が重要であるとの認識を継承しているが、それと同時に共産党の役割をいっそうに強調している⁽²⁸⁾。

おそらく現在の中国政治が、近い将来「社会協商対話制度の構築」の議論にたち戻ることはないだろう。習近平政権の政治は「集権」の道を歩んでいる。19回党大会での習近平による報告が、「党政軍民学、東西南北中、党はすべてを領導する」という表現を用いたことは、

その象徴と言ってよい。そして「集権」の制度化が進んでいる。2016年10月の共産党第18期6中全会は「習近平同志を核心とする党中央」という呼称と「習近平同志を核心とする党中央の権威と集中統一領導の擁護」を確認した。第19回党大会の直後に開催された中央政治局会議は「党中央集中統一領導の強化と維持に関する中央政治局の若干の規定」を決定した。また政権は、発足直後から中央全面深化改革領導小組をはじめ政策調整と政策決定と執行のための組織（領導小組や委員会）を新たに設置し、習がその首長に就任した⁽²⁹⁾。これは政策の決定過程と執行過程における習への集権の制度化と理解してよい。当面、政権は政治参加の制度化に取り組む姿勢を示すが、それは厳格な共産党の領導の下で取り組むことになる。

おわりに

共産党による一党支配は持続している。それは、歴代の政権が政治と社会との間の矛盾を和らげるメカニズムを構築する必要があるという問題意識を継承し、多元化する社会において一元的な政治を堅持するという課題に一貫して取り組んできた成果である。「社会協商対話制度の構築」、「『三つの代表』重要思想」、「秩序ある政治参加の拡大」、「協商民主」に続き、集権化の道を歩んでいる習近平政権下であってもこれまでの取り組みを継続している。共産党が一党体制を維持するためにはこれ以外の選択肢はなかった、という表現が正確だろう。共産党は一党支配を持続するために必要な問題意識を継承し、その制度化の取り組みも継承していることは間違いない。しかし、共産党は支配を持続させるために必要な術を見出すことに成功し、「共産党による一党体制は『強韌』でありつづける」とは言えない。これからの中国社会の変化を見通したとき、この評価は極めて楽観的だ。

政治とは社会に対する価値の権威的な配分と定義するのであれば、中国では共産党が配分者役（政策決定者）を担う。唯一の配分者である共産党が背負う役割は、今後いっそうに難易度が高まる。かつて経済発展が約束されていた時代における価値の配分とは、主に「経済成長の成果」の配分であった。しかし、すでに到来している経済成長が約束されない時代においては「負の成果」の配分役も担わなければならない。共産党は、経済発展と社会の成熟化にともなって生じるコストを、社会全体で負担するための準備ができているのだろうか。人々に「負の成果」配分を受け入れさせるには、いっそうの政治参加の拡大と制度化に努め、負担を共有することのコンセンサスをつくるメカニズムを設計する必要があるが、現在の中国政治は逆の道を歩んでいるようにもみえる。共産党は新しい課題に直面することになる。市場経済化の道を選択して以来、多元化する社会において一党支配という一元的な政治を持続させる術を共産党は、いまだ見出すことはできていない。

- (1) この問いは編集部より与えられた。筆者はこの問いに関連した論文を執筆している。加茂具樹「持続する支配——多元化する社会に向き合う中国共産党」『東亜』第620号（2019年2月）、30-38ページ。また2012年にも関連した論文を執筆したことがある。加茂具樹「生き残り戦略の継承と発展——『三つの代表』重要思想から『科学的発展観』へ」『国際問題』第610号（2012年4月）、5-16ページ。さらに関連する問題意識を扱った日本語の文献には以下がある。毛里和子編『現代中国の構造変動 1 大国中国への視座』、東京大学出版会、2000年。唐亮『変貌する中国政治——漸進

路線と民主化』、東京大学出版会、2001年。菱田雅晴編著『中国共産党のサバイバル戦略』、三和書籍、2012年。加茂具樹・小嶋華津子・星野昌裕・武内宏樹編著『党国体制の現在——変容する社会と中国共産党の適応』、慶應義塾大学出版会、2012年。唐亮『現代中国の政治——「開発独裁」とそのゆくえ』、岩波新書、2012年。菱田雅晴・鈴木隆『超大国・中国のゆくえ3 共産党とガバナンス』、東京大学出版会、2016年。

- (2) この経緯については、小島朋之『模索する中国——改革と開放の軌跡』（岩波新書、1989年）が詳しい。
- (3) Larry Jay Diamond, Marc F. Plattner, “Why the ‘Journal of Democracy’,” *Journal of Democracy*, Vol. 1, No. 1 (Winter 1990), pp. 3–5.
- (4) フランシス・フクヤマ（会田弘継訳）『政治の起源（上）』、講談社、2013年、26–27ページ。
- (5) S・P・ハンチントン（坪郷實ほか訳）『第三の波——20世紀後半の民主化』、三嶺書房、1995年。
- (6) Martin K. Dimitrov ed., *Why Communism Did Not Collapse: Understanding Authoritarian Regime Resilience in Asia and Europe*, New York: Cambridge University Press, 2013.
- (7) Andrew J. Nathan, “Authoritarian Resilience,” *Journal of Democracy*, Vol. 14, No. 1 (2003), pp. 6–17.
- (8) Andrew J. Nathan, “Is Communist Party Rule Sustainable in China?” Reframing China Policy: The Carnegie Debates, Carnegie Foundation, Library of Congress, Washington, DC, October 5, 2006 (<<https://carnegieendowment.org/2006/10/05/is-communist-party-rule-sustainable-in-china-event-916>>).
- (9) Joseph Fewsmith, Andrew J. Nathan, “Authoritarian Resilience Revisited: Joseph Fewsmith with Response from Andrew J. Nathan,” *Journal of Contemporary China*, Vol. 28, No. 116 (2019), pp. 167–179.
- (10) 「政治参加」とは、「政府の政策決定に影響を与えるべく意図された一般市民の活動」と定義する。蒲島郁夫『政治参加』、東京大学出版会、1988年、3ページ。
- (11) 「政治体制の持続」という概念を考える際、デイビット・イーストンの「政治体系」という概念を参考にした。D・イーストン（片岡寛光監訳、薄井秀二・依田博訳）『政治生活の体系分析（上）』、早稲田大学出版部、2002年。
- (12) 「政府の政策決定に影響を与えるべく意図された一般市民の活動」であっても、もちろん中国の「政治参加」は「公的異議申し立て」（自由化）は認められていない。本稿における「政治参加」は、ロバート・ダールの言う「包括性（参加）」である。ダールは、閉鎖的抑圧体制から高度に包括的で、かつ、公的異議申し立てに広く開かれた体制であるポリアーキーへと向かう経路を、「公的異議申し立て」と「包括性（参加）」という次元で囲まれた図のなかに描いている。ロバート・A・ダール（高島通敏・前田脩訳）『ポリアーキー』、三一書房、1981年。
- (13) 「中共中央關於加強党的建設的通知」、中共中央文献研究室編『十三大以来重要文献選編・中』、人民出版社、1991年、598ページ。
- (14) 『朝日新聞』2001年1月10日、2001年1月18日。
- (15) 曾慶紅「加強党的執政能力建設的綱領性文献（學習貫徹十六届四中全会精神 加強党的執政能力建設）」『人民日報』2004年10月8日。
- (16) 「秩序ある政治参加」という考え方は、政治体制の安定性とは政治参加の程度とその制度化の程度の比率に依存するという、サミュエル・ハンチントンの議論を想起させる（サミュエル・ハンチントン〔内山秀夫訳〕『変革期社会の政治秩序（上）』、サイマル出版会、1972年、および同書下巻）。なお、曾は、ソ連および東欧諸国の共産党政権が長期間の執政の後に人心を失い、結果として政権を喪失したことは深刻な教訓であったと述べており、この経験は「秩序ある政治参加」の必要性を政権が認識する要因のひとつであったと指摘している。
- (17) 「協商民主」についての優れた先行研究として、鈴木隆『中国共産党の支配と権力——党と新興の社会経済エリート』、慶應義塾大学出版会、2012年。中岡まり『「協商民主」と地域社会——協商民主に探る新たな公共性創出の可能性』、小嶋華津子・島田美和編著『中国の公共性と国家権力——

- その歴史と現在』、慶應義塾大学出版会、2017年、149-170ページ。江口伸吾「現代中国における『協商民主』の展開と国家ガバナンスの再構築——基層社会の『民主懇談』、『郷賢参事会』を事例にして」『北東アジア研究』第29号（2018年3月）、53-69ページ、などがある。
- (18) 陳奔敏主編『従民主懇談到参与式預算』、世界知識出版社、2012年。李凡主編『中国参与式預算：観点與実践』、世界與中国研究所、2016年。朱聖明『民主懇談——中国基層協商民主的温岭实践』、復旦大学出版社、2016年。葉清逸、項皓、李凡「参与式予算的突破：海口美蘭区的“雙創微实事”試驗」『世界與中國事務』総第11期（2017年、春季號）、11-46ページ、および戴雨晴「社区治理與服務的新突破：美区第二輪参与式預算」『世界與中國事務』総第16期（2018年、夏季號）、53-58ページ。
- (19) 政協全国委員会弁公庁・中共中央文献研究室編『人民政協重要文獻選編（下）』、中央文献出版社・中国文史出版社、2009年、792-804ページ。
- (20) 「協商民主」の考え方は、民主主義の有効性あるいは政治体制の正統性を、“input legitimacy”と“output legitimacy”、そして“throughput Legitimacy”に分解して整理しようとする議論のうちの“throughput Legitimacy”に関する論点と類似している。F. Scharpf, “Problem-Solving Effectiveness and Democratic Accountability in the EU,” *MPIfG Working Paper*, No. 03/1 (<www.mpifg.de>) および Vivien A. Schmidt, *Democracy and legitimacy in the European Union revisited: Input, output and ‘throughput’*, *Political Studies*, Vol. 61 (2013), pp. 2-22.
- (21) 「双周協商座談会」『中国政協網』(<<http://www.cppcc.gov.cn/zxww/newcppcc/szxszh/index.shtml>>)。
- (22) 2019年2月22日、H省某市での中国人民政治協商会議関係者への筆者によるインタビューによる。なお「双周協商座談会」は中央だけでなく地方においても実施されている。
- (23) 本稿は「双周協商座談会」が定期的開催されるようになったことを紹介したにすぎない。この取り組みの政治的機能については今後、具体的事例を示しながら、分析が必要である。本稿は、習近平政権が「協商民主」という前政権の概念を継承し、その制度化に取り組んだことに注目した。
- (24) 趙紫陽「沿着有中国特色的社会主义道路前進（一九八七年一〇月二五日）」、『十三大以来重要文獻選編（上）』、人民出版社、1991年、4-61ページ。
- (25) 呉国光『趙紫陽與政治改革』、太平洋世紀研究所、1997年、366-371、385-391、486-490ページ。呉偉『中国80年代政治改革的台前幕後』、新世紀出版社、2013年、202-248、286-299、577-614ページ。
- (26) 「政治体制改革総体設想 一九八七年十月二十日中共十二届七中全会討論併原則同意、決定將其主要内容写入十三大報告」、《趙紫陽文集》編纂組『趙紫陽文集1980—1989（第四卷）』、香港中文大学出版社、2014年、207-216ページ。「沿着中国特色的社会主义道路前進 一九八七年十月二十五日」、前同『趙紫陽文集1980—1989（第四卷）』、217-254ページ。「在中共十三届二中全会上工作報告 一九八八年三月十五日」、前同『趙紫陽文集1980—1989（第四卷）』、405-416ページ。
- (27) 2018年2月21日、某市で前掲注22の関係者への筆者によるインタビューによる。
- (28) 「中共中央弁公庁印發《関与加強新時代人民政協党的建設工作的若干意見》」、中国人民政治協商會議全国委員会『中国政協網』2019年3月2日 (<http://www.cppcc.gov.cn/zxww/2019/03/02/ARTI1551492311152184.shtml>)。
- (29) 山口信治『領導小組の制度変化——中国の政策決定における半公式制度の機能と重層化』、加茂具樹・林載桓編著『現代中国の政治制度——時間の政治と共産党支配』、慶應義塾大学出版会、2018年、103-129ページ。

かも・ともき 慶應義塾大学教授
<https://tomoki.sfc.keio.ac.jp>
tomoki@sfc.keio.ac.jp